



保医発0530 第3号
平成 26年 5 月30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成26年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発0305第7号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日
保医発0305第7号）の一部改正について

- 1 （別表）のⅠの手術のレーザー手術装置（Ⅳ）の類別に「機械器具（29）電気手術器」、一般的名称に「治療用電気手術器」を加える。

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

1 別表のⅡの064の(1)の①を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。

2 別表のⅡの126を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーテル」、「中心循環系動静脈カニューレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動静脈カニューレ」であること。

改正後
 (別表) I 医科点数表関係
 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成26年3月5日保医発0305第7号)(別紙)の一部改正について
 (参考)
 (傍線の部分は改正部分)

現行

I 医科点数表関係 手術 特定診療報酬算定医療 機器の区分	改正後		現行	
	業手法承認上の位置付け 類別 機械器具(31)医療用焼灼器 ダイオードレーザー 治療用置気手術器	定義 一般的名称 ダイオードレーザー	業手法承認上の位置付け 類別 機械器具(31)医療用焼灼器 ダイオードレーザー	定義 一般的名称 ダイオードレーザー
レーザー手術装置 (IV)	レーザー手術装置 (IV)	レーザー手術装置 (IV)	レーザー手術装置 (IV)	レーザー手術装置 (IV)
	対応する診療報酬項目 K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	対応する診療報酬項目 K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	対応する診療報酬項目 K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	対応する診療報酬項目 K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
	その他の条件 下肢静脈瘤の治療が可能 なものである	その他の条件 下肢静脈瘤の治療が可能 なものである	その他の条件 下肢静脈瘤の治療が可能 なものである	その他の条件 下肢静脈瘤の治療が可能 なものである

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
(別表)		(別表)	
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格
064 脊椎固定用材料	064 脊椎固定用材料	064 脊椎固定用材料	064 脊椎固定用材料
(1) 定義	(1) 定義	(1) 定義	(1) 定義
次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。
① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「 <u>「体内固定用プレート」</u> 」、「 <u>体外固定システム</u> 」、「 <u>脊椎内固定器具</u> 」又は「 <u>脊椎ケージ</u> 」であること。	① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「 <u>「体内固定用プレート」</u> 」、「 <u>体外固定システム</u> 」、「 <u>脊椎内固定器具</u> 」又は「 <u>脊椎ケージ</u> 」であること。	① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「 <u>「体内固定用プレート」</u> 」、「 <u>体外固定システム</u> 」又は「 <u>脊椎ケージ</u> 」であること。	① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「 <u>「体内固定用プレート」</u> 」、「 <u>体外固定システム</u> 」又は「 <u>脊椎ケージ</u> 」であること。
126 体外循環用カニューレ	126 体外循環用カニューレ	126 体外循環用カニューレ	126 体外循環用カニューレ
(1) 定義	(1) 定義	(1) 定義	(1) 定義
次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。
① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「大腿動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテ	① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「大腿動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテ	① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「大腿動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテ	① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「大腿動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテ

「アール」、「中心循環系動脈カニューレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動脈カニューレ」であること。

「アール」又は「中心循環系動脈カニューレ」であること。